

議 事 要 旨

第1回 第3次東金市障がい者計画策定委員会

開催日時	令和2年10月8日(木)午後2時
開催場所	市役所第1委員会室
委員長氏名	相京 邦彦
出席委員氏名	澤池 良和・鎗田 敏光・一ノ宮 博子・柿栖 米次 真行寺 洋男・松戸 誠・杉本 リリアーナ・中西 亜紀 吉井 稔・金澤 修一・關 隆行
欠席委員氏名	なし
事務局	東金市 酒井・緋田・小倉・鈴木・岡本・有田
その他出席者	計画策定業務委託事業者 株式会社名豊 小池

会議事項	1. 開 会 2. あいさつ 3. 第3次東金市障がい者計画策定委員会の設置について 4. 委員長及び副委員長の選出について 5. 委員長あいさつ 6. 議 事 (1) 策定作業の流れと進め方について (2) 障がい者施策の動向と東金市の現状について (3) アンケート調査結果(概要)について 7. 閉 会
------	---

会議の経過

1. 開会

事務局：〈資料確認〉

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 「第3次東金市障がい者計画策定委員会設置要綱」
- ・ 資料2 「策定の流れと進め方」
- ・ 資料3 「障がい者施策の動向」
- ・ 資料3-2 「東金市障がい者計画等の策定」
- ・ 資料4 「障がいのある人の状況」

- ・資料5「東金市『障がい福祉』に関するアンケート調査 調査結果報告書」
- ・「第2期東金市障害者計画の概要版」
- ・「障害福祉サービスの利用について 2018年4月版」

それでは、定刻となりましたので、これより第1回第3次東金市障がい者計画策定委員会を開催いたします。開会にあたりまして、市長よりあいさつを申し上げます。市長お願いいたします。

2. あいさつ

市長：皆さんこんにちは。東金市長の鹿間でございます。本日は大変お忙しい中、第3次東金市障がい者計画策定委員会に市議会の相京文教厚生常任委員長をはじめといたしまして、委員の皆様にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より東金市の福祉行政へのご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

さて、障害者基本法に基づきます東金市障がい者計画が、本年度末をもちまして10年間の計画期間の満了を迎え、これを引き継ぐものとして第3次東金市障がい者計画を策定することといたしております。これまでの間、準備等を進めてまいりましたが、本日第1回目の策定委員会を開催する運びとなりました。障がい者を取り巻く環境は保健福祉、医療の制度が目まぐるしく変化する一方で、障がい者や介護者の高齢化、地域での生活支援など、以前とは異なる課題も出てきています。また、昨今では新たな感染症に伴う新しい生活様式への対応という課題も出てきています。このような状況の中、委員の皆様には東金市における障がい者福祉の基本的なあり方を様々なお立場から専門的な意見をいただくとともに、障がい者施策の基本的な方針となる、この計画の策定にお力添えをいただくようお願いするところでございます。

終わりになりますが、これより非常に寒い時期を迎えます。皆様方におかれましては、お体に十分ご自愛をいただきますよう申し上げまして、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局：ありがとうございました。続きまして、次第3に入ります前に、本日第1回目ということで本日出席いただいている、障がい者計画策定委員会委員の皆様を別紙の順にてご紹介させていただきます。

<委員紹介>

事務局：ここで、市長は公務により退席をさせていただきます。

市長：すみませんが、よろしく申し上げます。

事務局：それでは続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

<事務局職員紹介>

また、この障がい者計画策定のコンサルタント業務を委託しております株式会社

名豊より小池氏が同席しておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 第3次東金市障がい者計画策定委員会の設置について

事務局：それでは、次第を進めさせていただきます。次第3の第3次東金市障がい者計画策定委員会の設置について、事務局よりご説明申し上げます。

障がい福祉係長：(事務局説明)

4. 委員長及び副委員長の選出について

事務局：それでは続きまして、次第4、委員長及び副委員長の選出についてですが、先ほど説明した設置要綱第4条第1項の規定により、委員会に委員長、副委員長を置く、また第2項で、委員長及び副委員長は委員の互選により定めとなっております。前回は委員長に文教厚生常任委員会委員長、また、副委員長には手をつなぐ親の会長にお願いしました。いかがいたしましょうか。

委員：事務局一任。

事務局：ありがとうございます。ただ今、事務局一任との声がございましたので、事務局としては、前回と同じでお願いしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし、全員拍手)

ありがとうございます。それでは、委員長は文教厚生常任委員会委員長の相京邦彦様に、また、副委員長は手をつなぐ親の会会長の鎗田敏光様にお願いいたします。相京委員長につきましては、中央の席にご移動をお願いいたします。

5. 委員長あいさつ

事務局：それでは、委員長にごあいさつをお願いいたします。

委員長：マスクをしたままで申し訳ありませんが、ごあいさつさせていただきます。ただ今、委員長にさせていただきました相京でございます。よろしくお願いいたします。障がいのある方たちが地域社会の中で安全に暮らしていける決まりを作りたいと思っているため、今日は第1回目ですが忌憚のない、いろいろな意見を出していただいて、これをまとめて今年度中に正式なものとして提出したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。本日の会議の開催にあたり、設置要綱第5条第2項により、会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができなくなっておりますが、本日は12名の委員の方にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。なお、本日の会議の議事録につきましては、東金市情報公開条例第33条第1項の規定により公表することとなっております。議事録の作成にあたりましては、発言者の特定はしない表記での公表となりますことを申し添えます。

それでは議事に入りますが、設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が会議の議

長となるとなっておりますので、会議の進行は相京委員長にお願いしたいと存じます。委員長、進行をよろしくお願いいたします。

6. 議事

(1) 策定作業の流れと進め方について

委員長：はい。それではこれより議事に入ります。まず、(1) 策定作業の流れと進め方について、事務局の説明を求めます。

事務局：それでは、事務局よりご説明させていただきます。まず、議事の説明に入ります前に、障がいの「がい」の字の表記についてご説明させていただきます。現行の計画におきましては、障がい者計画の「がい」の表記を漢字表記としておりましたが、次期計画より「がい」を平仮名表記とすることといたしました。東金市において、「がい」の平仮名表記については、人権尊重の観点から適切でないという意見を鑑みまして、障がいに関する啓発や理解を促進するため、平成26年8月より社会福祉課が作成する一般文書や広報等において平仮名表記を開始しています。また、一昨年前の平成30年4月より、組織の係名、障がい福祉係につきましても平仮名表記としました。ただし現在におきましても、法に規定がある用語等につきましても漢字表記の「害」を用いています。従いまして、今回策定する第3次東金市障がい者計画において、文中に漢字表記と平仮名表記が混在することとなります。例えば、身体障害者福祉法により交付されております身体障害者手帳の「がい」の字は、漢字表記となります。障がいのある方という場合の「がい」は平仮名表記とします。表記においてわかりにくい部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

〈資料2について事務局説明〉

委員長：先ほどの事務局の説明に対して何かご意見があれば、遠慮なく出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。日程でいくと今年度はあと2回会議で、今年度中に計画策定のため、少々日程的には厳しいところもあるかと思いますが。特にございませんか。

委員C：スケジュールとしては理解しました。1つご質問があります。いろいろな施策を策定した後に、必ずパブリックコメントを行っていますが、ほとんど意見が挙がってきていないような状況で、それについてどのように考えているのか知りたいです。

事務局：パブリックコメントの実施につきましては、この計画だけではなく、様々な計画の際にほとんどがホームページと、または市役所の方に現場でも閲覧できるようなかたちで表示をさせていただいて一定期間行っています。ただこのパブリックコメントというのは、例えば前回10年前にはありませんでした。そのような中で、いろいろなかたちで意見をいただくという場として1つ増やしていくというのが基本的なスタンスであり、これを失くすわけにはいかないと思っているため、このようなかたちで進めていきたいというのが私どもの考えです。

委員長：よろしいですか。

委員C：はい。

委員長：他にございませんか。なければ、次の（２）障がい者施策の動向と東金市の現状について、事務局の説明を求めます。

（２）障がい者施策の動向と東金市の現状について

事務局：（資料3について事務局説明）

委員長：はい。ありがとうございます。非常に細かい内容で大変だったと思いますが、確認やご質問あるいはご意見があれば遠慮なく出していただきたいと思います。最後まで少し時間を取りたいと思います。

委員H：確認なのですが、6番の障害者相談員の方はどちらにいらっしゃるか教えていただきたいです。

委員長：事務局からお願いします。

事務局：はい。こちらの障害者相談員は、身体障害者相談員と知的障害者相談員ということで、当事者の方それぞれ2名の方をお願いしています。常駐しての相談ではなく、主に自宅や個人の連絡先を示したうえでのご相談を受けていただいているという状況です。

委員長：当事者の方がお引き受けいただいているということですね。

事務局：はい。

委員長：よろしいでしょうか。

委員H：ありがとうございます。

委員A：同じく障害者相談員の件についてですが、私の方では実質的に1名しかいないと伺っていますがいかがですか。

委員長：どうでしょうか。事務局どうぞ。

事務局：はい。身体障がい者の方2名、知的障がい者の方に2名で、知的障がい者の方は保護者の方などをお願いしています。実績としては、4名で昨年ですと28件の相談実績があるということでご報告いただいています。

委員長：実際にいらっしゃるということですか。

事務局：はい。相談員は4名で活動しています。

委員A：東金市の場合は、私が一時期相談員をしていた時は3名いらっしゃったはずで、またこれは身体障がい者自身の方からの声で、電話をしても出られないということを知っています。そのため、せつかくこのような相談員の制度があれば、例えば「市の広報に相談員という制度があります。」と周知してほしいです。正直、障がい者として市役所に来て窓口で相談することは非常に抵抗を感じます。様々なプライバシーや、あまり自分の障がいのことを隣の人に聞かれないという面もありますので。あと大変恐縮ですが、健常者の方にくら言ってもわかってもらえないという面

があります。例えば私はICDという医療器具が心臓に入っていますが、今の位置づけからしたらペースメーカーと同等の扱いをされています。このような意味から、より相談できる体制を取ってほしいです。

事務局：はい。当事者の方にご相談することは行政機関や専門機関に相談することとはまた違う意味で必要な面と考え、より一層の充実を図るために周知の方に努め、また相談員の方にも研修や聞き取り調査を実施したうえで充実を図っていきたいと思っています。

委員E：私は今回の策定会議に初めて参加させていただいたため勉強不足かもしれないです。そこで障害者相談員ですが、今聞いているところによると、役所の方で位置付けて、役所の人たちが選んで身体と知的の相談員を2人ずつ設置しているのでしょうか。精神障がい者はここに載ってないため、精神障がい者の方はどのような扱いになっているのか確認をしたいです。保健所の方の配置はされていますので。それとも、それとは違うものなのでしょうか。

委員長：事務局お願いします。

事務局：身体障害者相談員につきましては、身体障害者福祉法という法律で規定されている方です。知的障害者相談員につきましては、知的障害者福祉法に規定されている方です。現状としまして、東金市においては、障害者相談員の職を現在4名が担当をさせていただいていますが、法に規定のある知的障害者相談員2名と身体障害者相談員の2名を委嘱させていただいているという状況になります。

委員長：精神はいないということですね。

事務局：精神は、精神障害者保健福祉法の方では精神障害者の相談員という定義がなされていないため、保健所に精神障がいの専門の相談員が現状としては配置をされているところです。以上です。

委員E：今回の資料の定義に、東金市の障がい者の実態をこのように載せていただいて、先ほどの説明の中に、精神障がい者が増えているというような数にも示されてきました。私は保健所で研修等をさせていただいていますが、精神の病気は複雑になってきています。それで数多くの方がいろいろ悩みを抱えていて、受け止める場が数多く地域にないと困ります。ケアシステム構築は国の勧めもありますし、東金市の役所に来たら、手話の方がいらっしゃいますよね。できれば役所にも、そのような障がい者の方たちの相談できる窓口などを何か考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：要望が今出たようですので、事務局から何か答えをお願いします。

事務局：はい。いただきましたご意見を参考にさせていただき、相談体制の充実に努めてまいりたいと思います。

委員長：他にいかがでしょう。アンケートが終わってからもまた時間をとっていきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、次の(3)アンケート調査結果について

ご説明をいただいて、全体の議論に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) アンケート調査結果（概要）について

事務局：（資料5について、事務局説明）

コンサル：（説明）

委員長：ありがとうございます。市の担当の方から何かありますか。大変細かな内容が多くあるため、今日のこの後の議論をいろいろなかたちで出していただいて、まず計画案にもっていく必要があると思います。何かご意見があれば遠慮なく出していただいて議論に入っていきますがいかがでしょうか。

なければ最初に1点だけ私の方から感想を述べます。今日説明を聞いて気づきましたが、地域でいろいろな拡大する中で、何においても民生委員さんのようなところがあると思います。今日松戸委員さんもいらっしゃいますが、この中で相談相手として民生委員さんの数値がなかなか出ていません。精神障がいをもっている方はむしろ行政の窓口の方が多いのでしょうか。それがわかれば、例えばこれからの窓口の充実化とか言っていた時は、行政の方で先ほど委員Aさんからもありましたが、4人が多いのか少ないのかという議論になってきた際は、やはりもう少し多く手厚い窓口も行っていく必要があると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

委員K：私どもの心配ごと相談が隔週3時間ほど受け付けていますが、私の記憶では、精神障がいのある方のご相談になったのは1件だけです。長年おこなっていて1件という記憶しかないため、それもどこの病院に行ったらいいのでしょうかということだけで、それはどこの病院に私が勧めたらいいのかというのは少しわかりにくいことで、保健所の方に行ったらどうでしょうというそのくらいのことだけです。民生委員の方に相談に来たというのはあまりありません。

委員長：それに関連するものですが、例えば今年の台風と大雨の時に東金市内で一人暮らしや災害で水が足りないなど、いろいろな問題があり、そういう時に民生委員さんが地域の方で窓口になってきて、障がい者の方も地域で当然お住まいになっていたわけですね。その時に東金市としては民生委員さんあるいは区長さんをお願いして、1軒1軒確認していただきましたが、今回のその計画の中で、例えば災害などそういう時のことを入れていくと、そのあたりの扱いというのはどうなのでしょう。例えば民生委員さんが今までだと、民生委員さんをお願いしようといった話がまず出たのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

委員K：これは民生委員だけでなく、災害関係の場合は区長さんに連絡が入り、民生委員と自治関係の方と一緒にいう話になっています。民生委員の方に情報をいただくということで、民生委員は民生委員で一人暮らしの方に訪問をしなくてはいけないため、今のところ重複して伺うということになっています。

委員長：障がいのある方でも、見た目ではわからない精神の障がい方は、見た目ではわからないところがあります。例えば民生委員や区長さんも見てわかればいいですが、なかなかわからないところがあるため、そのあたりがどうなのかと思います。

委員K：これはなるべく健常者として私どもは対処しているので、それをしないようにはしています。

委員A：身体障がい者の場合は、おおかた中途からです。私の場合は、55歳の時にICDを入れなさいということでした。ちなみに私の身内は軽い知的障がいですが、障がいをもった時に、まずどこに相談すればいいのかというのは、民生委員さんということは全く頭に浮かびません。まず役所の方に相談に行くケースが多いです。身体障害者相談員の場合、苦言のようになりますが、ある方は「俺はわかんないから役所に行ってよ。」という回答しかしないということも聞いたことがあります。私が相談員になった時にどこで相談をすればいいのかを考え、それまではインターネットなど使用しなかったですが、そこでインターネットを自分で使い、インターネットでどういうところに相談に行ったらいいのか検索しました。主に東京都の場合ですけれども、早稲田の方に行くと、ない障がい団体はないというくらいの建物があります。他市にも、そのような障がい者の関係の相談コーナーのようなものがありますが、意外と千葉県ではそういうのは見受けられないです。そのため、相談をしたくてもどこに行ってもいいのかわからないというのが現状だと思います。

事務局：今、各委員さんからお話、また委員長からのお話があったものを総括的に行政の立場から少し語らせていただきたいと思います。アンケート調査の部分では、33ページをご覧くださいと思います。ここでいわゆる障がいの方がいろいろな情報をどこから得ているかというもので、先ほども少しご説明で触れ、障がいにもよりますが、インターネットで得ることが最近増えてきています。また多くの情報提供としてのソースがあることを考えていくと、相対的にいろんなものが増えていきます。例えば民生委員さんというのも1つとしての方法がありますが、自分で探ることができる人は自ら探していける状況が出てきていると思います。例えば先ほど災害のお話が出ました。そうすると市はホームページだけではなく、広報無線では少々聞きにくいという部分もありますが、そもそも聞こえないという方も当然いるという中で、そういうものを駆使しながら行っていきたいと思います。また実際安否確認となると、私どもの地元がわからない場合は、民生委員さんの力をいただきながら行ってきたため、それぞれの情報をうまく使いながら行政を進めていこうと思っています。

委員長：ありがとうございます。他にいかがですか。

委員A：まず身体障害者相談員という制度を民生委員の方がどのくらいご存じなのでしょう。以前、私は一度だけ民生委員さんの会合に出させていただいたことがあります。ほとんどの方が知らないというのが現状です。そのため皆、例えば障がいがあった、障がいのある人が東金市に引っ越していった、ではどこに相談に行ったらいいの

かという問題は、民生委員さんのところに行っても、民生委員さんがどこに振っていいのかわからないというのが現状だと私は思っています。そのため、より民生委員さんや身体障害者相談員、療育施設、知的障害者相談員、精神障がいの方との横のつながりをもっていけたら相談も広がるのではないかと思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。東金市においでになった方、地理にも不案内だということは当然あると思います。またそういう中で民生委員さんのご紹介、広報またはいろいろな活動で行っていただいているのですが、そういうことを感じるということであれば、私どもも、民生委員さんとの関わりが深いため、そういうところでもたいろいろなアプローチ、または情報交換をしていきたいと考えています。以上でございます。

委員K：本当に申し訳ないと思いますが、あまりわからないというのが実情だと思います。先ほど、精神に少し問題があるため、どこかの病院を紹介していただきたいということで紹介したところは保健所でした。保健所の精神関係の相談があるということは、外から見たら薬害やアルコール関係の精神障がいなのです。でもそういうことであれば相談に乗ります、ということで紹介しました。そのため精神的な相談員の関係は民生委員として恥ずかしいですが、あまり知らなかったというのが実情です。

委員長：そうですね、知らない人は多いと思います。むしろそういうことを今までやってきてなかったという気がしています、個人的には。委員Eさんどうぞ。

委員E：きっと精神のことは、ほとんどの人は詳しくはわからないと思います。私自身も自分の息子が初めて精神の病気になって勉強するようになったものの、非常に難しく複雑にいろいろな病気が増えてきています。そこで先ほどの説明の中にあつたように、なかなか理解されないというのは当然であり、勉強して初めてわかることで、一番ひどくなった時に初めて親が気づく、そういうことが多く、親も言えません。表現はおかしいですが、自分の子がこんなに、なんだろうということで、どこにも相談に行けない。うちの家族会もいつも集まる十数人ですが、家族会にも知られていない、よりこちらでも宣伝しなくてはいけないと思いますが、機会があれば横のつながりや研修が民生委員などで年に何回かしていただくと、市の主催で非常にありがたいと思います。そこに初めて広報を見て研修とかを知って来る方も結構家族会にもいました。そこで初めて自分の悩みを話して、病院につながるというケースも多いです。実情は、なかなか病院に行けないです。私はもし子供が精神の病気ではなかったらきっと何もわからなく、遠巻きにぐれて何か起きたら困るような状態だったと思います。そのため何か市でまた企画や勉強会をしていただければうれしいと思います。以上です。

委員K：民生委員の方でも講師を呼んで発達障がいについて研修を受け、民生委員の方で研修部会があり、年に数回ほど研修を受けるのですが、こういう問題が出ているということで、研修を受けるようなかたちをとりたいと思いますので、よろしく願います。

委員長：どうもありがとうございます。他にご意見は何かありますか。

委員C：たくさん項目があり、どれに質問していいのかわかっていました。民生委員の話が出ていましたが、そのことで一言だけ発言します。数年前になりますが、自宅で高齢者と障がい者両方一緒に生活していた時期があり、その時に地域の民生委員の方が訪問に来ていただきました。当然民生委員はものすごく忙しいということは十分わかっていますが、高齢者に対しての訪問であって、障がい児に対する訪問ではなかったのです。その時に手元に資料がないというところで、おそらく民生委員の方も障がい者に対しての理解がほとんどの民生委員の方は正直ないのではないかと感じています。当然民生委員の方、高齢者の方は一生懸命してくれているのは十分わかっており、いろいろと民生委員の方にもお願いもしていますが、なかなか障がいというところに目を向ける機会が少ないです。今までお話に出てきていますが、そういう機会を多くつくっていただくのが、今回の市の1つの考え方でもあるのではないかと思います。

委員長：他に皆さんいかがでしょうか。この計画は大変よく私個人が、皆さんは批判があるかもしれませんが、私は結構正確にできていると思います。国が言っているように、これをもっと充実させようというような趣旨に、私はこの基本的方向というのは読んできているため、これから新しい計画をつくる時に、反省点考えるのではなく、より一層進めていこうと思っています。この中に昨年からの災害の関係もあるため、そういうものを加えていただいて、そのあたりについてより明確に出していただければいい気がしています。そういった意味で、こんなものを入れてほしい、こんなところを特に重要視してほしいなど、要望やご意見を出していただければ。どうぞ。

委員A：ちょうど今台風が来て、災害があったときに、オストミーの方、当然ご存じだと思いますが、自分の家が例えば被害があった場合、近くの公民館などに避難されると思いますが、どこまでがそのような設備があるのかと。一番想像できるのは、ふれあいセンターがある設備ですが、やはり障がい者や車椅子の方、お一人の方もいらっしゃるの、そういう避難する所を広く知ってもらうという情報の提供をお願いしたいと思います。

委員長：福祉避難所というのはどうなっていますか。

事務局：福祉避難所については、現在山武圏域で現在11法人と協定を結んでおり、特別支援学校さんとも協定を締結しています。現段階では、福祉避難所の開設において、専門的人員の配置などの面で課題があり、協議を進めている段階で、今すぐに受け入れていけるという状況ではないのですが、現在圏域での受け入れ可能な人数や避難所の移送の可否等、いろいろ災害時に福祉避難所の協力体制についてということで、確認を行うなどの情報を共有しながら、体制整備に努めているところです。

委員長：事務局どうぞ。

事務局：今担当の方からも申し上げましたが、圏域、山武圏域ということの中での協定を

結んでいます。一方で、災害というのはどこでいつどのくらいという規模によっても変わってくると思います。そうすると、まずは自分の命を守るということでの最初の避難というのは、それぞれが開設したところに一時的に行くことが一般になると思います。その中から、例えばその状況に応じて、これは災害一般ということでのお話になりますが、高齢者とか障がいの方で、例えばそういう施設の方にあらためて福祉避難所のお願いという方でおこなっていただきたいと思います。ただ、43ページのアンケートも少し触れさせていただきたいですが、ここで先ほどもご説明があった中で、このグラフの中央の「安全なところまで迅速に避難することができない」場合に、今垂直避難、つまり2階や地下がある方についてはそこにまず避難するというのも1つの選択肢としてお話を行政としてはしています。ただ障がい特性によっては、それではまかなえないこともありますので、担当も申し上げたようないろいろな課題という認識の中でできるだけそれを少しでも1つずつ解きほぐしていきたいと考えています。また、その在宅者の避難時は私どもの方で先月、障がい者の特に重度の方に防災用品を別途私ども方は今回配布をさせていただいたという経緯もあるため、在宅で数日ということのケアをお願いしたいです。以上です。

委員長：はい。ありがとうございます。

委員G：東金市防災メールとありますね。今これは東金市ではどのくらいありますか。私は今年になってこういうのがあると知って、カウントすると500件あり、そのくらいしかないのかなと思いました。いかがですか。

事務局：先ほども防災用品の配布についてお話しさせていただいたところですが、その際に障がいのある方に防災用品をお配りした箱の中に、防災メールについての啓発を入れて登録をしていただくようにということでお願いをしたところ、増加があったと報告は受けています。ただ正確な人数等は把握していませんので、次回お調べして準備をしてきます。

委員G：スマホを見て気がついて入れた時は500件でした。少し情熱がないですね。これは大切な情報ツールのため、市民の方になるべく宣伝したほうがよいのではないですか。

事務局：ありがとうございます。これにつきましては、消防防災課の方にもお伝えをします。ただ、実は高齢者の方でも6000件程ありますが、それでおこなったらより登録が増えたということも聞いています。それが呼び水になることも祈っているため、状況については次回にご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員B：福祉避難所の件で、本校が福祉避難所になったのは実は消防防災課といろいろ話を詰めて、実際に26年、27年度ごろに協定を結んでいます。しかし災害が起こっても避難できないような状況になっているので、実際できるように話を詰めています。コロナの影響や隔たりが多くて話が先に進まないです。うち以外はみんな滞在

型、宿泊の施設ということで、実際にはそこに寝泊まりしている人たちがそのまま福祉避難所として認定されるということで、外からの受け入れはほとんどないと私は伺っています。そのため近所に住んでいる障がい者の方や高齢者の方の入る余地やキャパがない状況です。一応宿舎はあるのですが、ほとんどが通学生ですので、近くにいる人たちも少しは受け入れができるようにしようと話し合いをしています。そのあたりが、うちは子どもたちが東金市だけではなく、近隣の市町村からも来ていますので、その折り合いもあり、東金市の消防防災課との話にはあります。しかしなかなか話が先に進んでいかないところもあるため、実際には近隣の方で障がい者の方などを受け入れる場所がないというのが実情だと私は判断しています。この第3次の計画においては、そのあたりも進んでいければと考えています。

委員長：はい。ありがとうございます。

委員F：地域生活支援センターは県の事業のところでは挙げていただけていますが、障がい者福祉計画等に関しましても、地域福祉計画が上位計画になっており、地域共生社会の実現を目指していくための1つのパーツだと思っています。ですので、資料3の障がい者施策の動向の基本理念や、総論の主な内容のところでは、当事者本位の総合的・分野横断的な支援ということについてはぜひ実現していただきたいと思っています。今回アンケートに関しましても、やはり高齢障がい者の方、特に身体障がい者の方は過半数の方が答え、ご本人の方が高齢障がい者の方だったり、知的障がい者の親の方も高齢化ということで問題が生じていたりします。高齢障がいや障がいをお持ちの方が子どもを育てていくところで、連動する家庭支援が非常に大事になると思います。この分野横断的なことを考えながら各分野の計画が連動していただければと切に思います。

また、山武圏域の自立支援協議会の事務局をさせていただいていますので、障がい福祉の制度が特に毎年新しくなったり、変更になったりすることがたくさんあり、福祉の業界で働いている私も追いつくのが大変という状況の中で、市民の方がいかほどその制度をわかっているのか、新しいことができたことや、新しい相談窓口ができたことをいかほどわかるのかというところでは、正直難しいと思っています。ぜひ関係機関だけの周知だけではなくて、市民の方にどう伝えていくのかということも含めて、コロナ明けに、市民公開講座など広く伝えられる催し物もつくっていただけたらと思っています。また、私どももそうですが、相談支援を受けられる方は障がいの専門相談員も含めいろいろな相談員がいますが、どこに相談したらいいのかで迷うことや、そこに行ったら保健所に行ってくださいなど、相談のたらいまわしというところに関して相談窓口を増やしていく必要があります。基幹相談支援センターや相談機関が多くあり、その相談員が何をしているのかを知れるような機会や、市民の方がわかりやすい機会が増えていくとよいと思っています。よろしく願いいたします。

委員長：ご意見ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

委員H：事務局に質問したいのですが、10年前に1回アンケートをとられているのですか。私が見たところ、障がい者の方は半分ぐらいの回答率があり、それについて聞きたいと思うのですが、市民の方の回答率が低いと思い、10年前と比べ意識の変化など何かあったのでしょうか。

事務局：前回10年前に実施したアンケート調査ですが、回答率が障害者手帳をお持ちの方が52.3%なので、今回よりは少しパーセンテージは高いです。市民調査は、前回は40.6%に対して今回は35.8%のため、こちらも少し回答率が下がっていますが、考えられる影響としましては、全体の中で高齢の方が調査の対象として多く、この計画の調査期間が7月28日から8月17日ということで、コロナ禍で自粛のモードがあったところと、8月は非常に猛暑で外出が難しいこともあり、影響から回答率が下がったと認識しています。以上です。

委員長：はい。よろしいですか。他にないようでしたら、これで今日の議事を終了させたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、ご審議どうもありがとうございました。これで進行を事務局にお返しいたしますのでよろしく願いいたします。

7. 閉会

事務局：委員長、進行お疲れさまでした。委員の皆様の貴重なご意見を参考に、今後策定する計画をよりよいものにしていきたいと思っておりますので、皆様もご協力よろしく願いいたします。それではこれもちまして、第1回第3次東金市障がい者計画策定委員会を閉会いたします。次回につきましては、11月末から12月の開催を予定しております。また、日程、協議内容等決定いたしましたらご連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。以上で散会とさせていただきます。本日はありがとうございました。